

学校いじめ防止基本方針

雲南市立寺領小学校

1 趣 旨

「いじめ」問題に迅速かつ丁寧に対応するとともに、『いじめを許さず見逃さない学校づくり』を推進するため、全ての教職員の共通理解のもと未然防止と早期発見・早期対応に重きを置いた基本方針を策定し、気持ちをひとつに一丸となってその実践につとめる。

※「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（いじめ防止対策推進法 第2条1項）

※「いじめ解消」とは、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 基本方針

「いじめ」は全ての児童が被害者にも加害者にも観衆にも傍観者にもなり得るという認識のもと、「いじめ」は絶対に許さないという教職員の強い信念と未然防止と早期発見・早期対応を大切にした全校体制による組織的対応により『いじめを許さず、見逃さない学校づくり』を目指す。

また、学校基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

3 具体的な取組

（1）いじめ対策委員会の設置

- ①いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に対応するために「いじめ対策委員会」を設置する。（生徒指導主任を窓口とする。）
- ②定期的に会議を開催し、学校いじめ防止基本方針の見直しやいじめ対策のチェックを行うとともに、いじめの未然防止等に努める。

（2）いじめの防止

①教職員力の向上

☆人権感覚に優れ、いじめや差別を見逃さず、許さない教職員となるために

○基礎的資質の研修…文部科学省、県教育委員会等が発刊している資料等を参考

に、いじめや差別への対応についての基礎的・基本的な知識や力量を身に付ける。

○児童理解力の向上…各種実態調査の分析や教育相談、日常的な情報収集や情報交換を通して、一人一人の児童理解に努め、集団の状況・課題把握に努める。

○実践的指導力研修…事例研究を通して、いじめへの対応についての実践力を養う。

○人権尊重に関わる授業…人権尊重に関わる授業を公開し、知識のみならず、感性に訴える人権教育の授業力の向上を目指す。

○学級経営力の向上…日常の学級経営のあり方について、教職員評価を活用して定期的に点検・評価し、改善にいかす。必要に応じて管理職等が指導助言する。

☆教職員の望ましい人間関係づくりを進めるために

○校務分掌の遂行…各自が与えられた校務分掌について、責任と安心感、やり甲斐をもって取り組めるよう、全ての教職員の支援体制のもと、全校体制で取り組む。

○相談、面接の充実…教職員評価システムの面接だけでなく、日常的な相談活動や声がけにこそが、教職員の適正な評価・育成に努める。

○明るい職員室…「隠れたカリキュラム」を常に意識し、教職員が何でも気軽に話せ、建設的な意見が尊重される職員室づくりに努める。

※「隠れたカリキュラム」とは、いじめを許さない組織作り、場づくりを指す。

②子ども力の向上

☆人権感覚を高め、お互いを尊重し合う心情や態度、実践力を育成するために

○教科学習の充実…人権の大切さやいじめ・差別の悲しさ・無意味さ等に関する知的理解を高めるために、授業を見直し、深く考え、矛盾や不合理を見抜くことのできる力を各教科において育む。

○道徳教育の充実…学校教育全体を通しての道徳教育の充実を図るとともに、「道徳」の授業を大切にし、多様性の尊重と共生の心、道徳的实践力を養う。

○集団づくりの充実…構成的エンカウンターやアサーショントレーニング、リフレーミング等の集団づくりの手法を学級経営や全校活動等に積極的取り入れ、人間関係づくりや相互理解に努めるとともに、児童一人一人のビタミンJ（自尊感情、自信、自己肯定感、自己有用感等）を豊かに育てる。

☆お互いの良さを尊重し合い、一人一人がビタミンJに満たされて、意欲的に学校生活に取り組む力を育てるために

○言語活動の充実…授業をはじめとする教育活動の中に話し合い活動や振り返りの活動、日記指導等の言語活動を効果的かつ積極的に取り入れ、伝え合う力、傾聴する力、分かり合う力など豊かなコミュニケーション能力の育成に努める。

- 異年齢活動の充実…小規模校の良さを生かし、教育活動を異年齢活動で取り組ませるとともに一人一人に役割を持たせて責任をもって活動させることで、成就感や自己肯定感、自己有用感を育てる。
- 体験活動の充実…豊かで多様な体験活動を地域との連携のもと多く取り入れ、児童の生活の経験値を向上させ、多様な価値観や考え方、行動様式等を学ばせ、共生の心を育てる。
- 当番活動の充実…清掃当番、給食当番等の学校全体での活動や、学級での当番活動等に積極的に取り組ませることで、友だちや自らの存在意義に気づき、活動意欲、自信、責任感を育てる。

③家庭力・地域力の向上

☆子どもの安心・安全を守り、子どもの健やかな成長を願う家庭・地域の環境をつくるために

- のびのび教室…週2回の放課後子ども教室に参加することで、安心・安全な生活を保障するとともに、地域との絆を紡ぐ温かな遊び環境をつくる。
- 交流活動の充実…地域の多様な世代との交流活動（清掃ボランティア、社会科見学等）を実施することで、児童理解と学校理解を同時かつ効果的に促進する。
- 家族でにこにこ週間…月に1回、全家庭がメディアの接触をへらして家庭生活を送る日を設定し、家族内での会話や交流を促進し、家族の絆をより確かなものにする。

☆家庭・地域との連携を強化し、学校・地域・家庭をあげて子育てをする環境をつくるために

- 広報活動の充実…学校だよりや学級だよりを定期的に発行したり、学校ホームページを更新したりすることで、家庭や地域に積極的に情報発信し、教育活動への理解や啓発を図る。
- PTA研修の充実…家庭生活における望ましい子どもとの接し方や基本的な生活習慣形成の重要性などを取り上げた研修会を設定し、家庭教育の充実を図る。
- 面談や情報交換…定期的な個人面談のほかに、必要に応じて随時保護者との面談や相談活動、家庭訪問を実施し、児童に対する共通理解に努める。また、連絡帳や日記等を通して日常的な情報交換に努める。
- 各種団体との連携…日登交流センター、スポーツ少年団、のびのび教室、見守り隊、青パト隊、日登駐在所、交通安全対策協議会、主任児童委員、民生児童委員等の児童とかかわりのある諸団体との連絡を密にし、情報収集と情報共有に努める。

④特に配慮が必要な児童への対応

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要

な指導を組織的に実施する。

また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童について情報共有を行う。

(3) 早期発見

☆児童理解の促進と「いじめ」をはじめとする生徒指導上の諸課題の早期発見のために

○心のアンケートの実施…「いじめ」をはじめとする生徒指導上の問題や、児童の生活習慣などの調査を定期的実施し、確かな児童理解に努める。

○アンケートQUの活用…望ましい学級集団づくりのために、アンケートQUの結果を多角的に分析・考察し、学級経営上の課題を明らかし、集団づくりに生かす。

○相談体制の充実 …学期に1回の教育相談週間を設定し、児童理解と集団の課題把握に努める。教育相談週間以外でも相談ができるように保健室前に「そうだんポスト」を設置する。

○生徒指導職員会議…毎月第3月曜日を『寺領の子どもを語る会』とし、全教職員で各学級の現状や課題があり気になる児童等について情報交換をする。

○日常的な情報交換…職員室での日常的な情報交換を密にし、児童理解と集団の状況・課題把握に努める。

(4) いじめに対する措置

☆いじめに対する組織的な対応及び指導

①教職員はいじめを発見、又はいじめに関する相談・通報を受けた場合には、必ず「いじめ対策委員会」に報告する。

②いじめ対策委員会で事実関係を正確に把握する。

③いじめられた児童への心のケア等の支援を行う。

④いじめた児童への指導・支援を行い、再発を防止する措置をとる。

⑤いじめが起きた集団への指導・支援を行い、安全・安心が確保される集団づくりを進める。

⑥市教育委員会に報告する。

☆いじめを受けた児童又はその保護者への支援

いじめを受けた児童に対し、いじめによる心の傷を癒す、不安を取り除くなど心のケアを最優先とする。なお、学校に登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にし、必要に応じて、学校外の居場所など紹介するなどして、当該児童や保護者に継続的寄り添い支える体制を作る。

☆いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

☆いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけではなく、いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題と捉えさせ、たとはいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

☆インターネット上のいじめ対応

児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないか把握に努めるなど、早期発見のための取組を推進する。情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図るとともに保護者への啓発を行う。

(5) 重大事態への対応

※重大事態とは、児童の生命、精神的な疾患、身体への障害、相当の期間の欠席、金銭を奪い取られる等に関わる事案、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合。

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に連絡する。
- ②市教育委員会と連携を図り、学校が主体となって調査を実施する場合は「学校いじめ調査委員会」を速やかに設置する。
- ③事実関係を明確にするためにアンケート等を行い調査委員会に速やかに提出する。
- ④いじめを受けた児童、保護者に対して、調査により明らかになった事実関係の説明を行う。
- ⑤市教育委員会からの指導・助言等を受け、適切な再発防止の措置を講ずる。
- ⑥調査結果を市長に報告する。

※自死の背景調査における留意事項

○背景調査にあたり、遺族が当該児童を身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○詳しい調査を行うにあたり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成など、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。

取組の年間計画

取組の年間計画

4月	生徒指導職員会…全体計画、年間計画、組織体制、相談窓口の確認 学校いじめ防止基本方針の見直し
5月	アンケートQUの実施 生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換
6月	心のアンケートの実施・第1回教育相談週間 生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換
7月	生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換
8月	アンケートQUの分析 児童理解のための職員研修／人権・同和教育職員研修
9月	生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換
10月	生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換 心のアンケートの実施・第2回教育相談週間
11月	アンケートQUの実施 生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換
12月	人権週間の取組、人権集会の実施 生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換 学校評価の実施
1月	アンケートQUの分析 生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換
2月	心のアンケートの実施・第3回教育相談週間 生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換 今年度の実践の反省
3月	生徒指導職員会…児童の様子についての情報交換 来年度へ向けての指導